

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2018年10-11月号

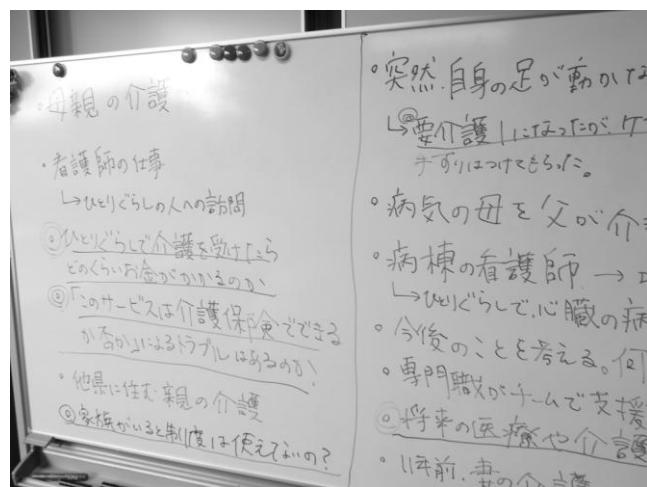
(議会報告通号 Vol. 123)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中！



10月6日 介護についての勉強会



10月6日、介護の勉強会の第3回目をおこないました。今回は、ケアマネジャーさん、地域包括支援センターで働いている方、福祉用具のレンタルの仕事をされている方、薬剤師さんが参加し、「介護が必要になったらどこに相談すればいいのか？」というテーマでお話してくださいました。

ご家族の介護の経験のある方、親のことを心配されている方、自分自身の将来に向けて考えていきたいという方、今まさに自分自身が要介護認定を受けて介護の利用の仕方に不安を抱えている方など、さまざまな立場の区民の皆さまにご参加いただき、ご質問やご相談などでもざっくばらんに語り合えるような有意義な会となりました。

2006年の介護保険制度の改定で、「地域包括支援センター」が位置づけられました。名称が分かりづらいのでなじみが薄い人も多いと思いますが、高齢者の生活で心配なことは区内25か所ある地域包括支援センターに相談に行くのが一番の近道です。

地域包括支援センターでは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ(高齢のご夫婦など)の家庭を訪問する事業も始まっています。そうやって、地域で孤立する人の出ない取り組みが少しずつ進んでいます。

国が「介護保険以外の方法も使って高齢者の生活を支えよう」と言っているのは財政的な側面が強いですが、同時にサポートの多様性という点では制度発足当時よりも充実した面もあるといえるかもしれません。介護が必要な人が楽しく、自分の暮らしたい地域で暮らせるための体制づくりは、地域包括支援センターを中心にしながら多機関の連携のもと進める必要もあると考えています。そのためにも今後も勉強会を繰り返しながら、制度の課題と解決の方向性についても考えていきたいと思っています。

二〇一八年十月

かとうき 桜子

12月8日(土) 第4回 介護に関する勉強会

今年に入り、定期的に介護に関する勉強会をしていますが、第4回目となる今回は、薬剤師さんからお話を伺う予定です。

今まで3回の勉強会に毎回、薬剤師さんが参加してくださり、介護が必要な人にどんな関わりを持っているかを端的に話していただきました。例えば薬の飲み忘れ、飲みづらさ、自己判断での休薬などに対して相談を受けているというお話でした。介護が必要で自ら薬局に行くことが困難な方には薬剤師さんが訪問支援する事業もあるということです。

そこで、今回はもう少し詳しく、どんなケースで薬剤師の支援を利用している人が多いのか、また介護の必要性の有無に限らず、私たちが薬剤師の専門性をより活かせるようにするために知っておきたいことについて、お話をお聞きできたらと考えています。

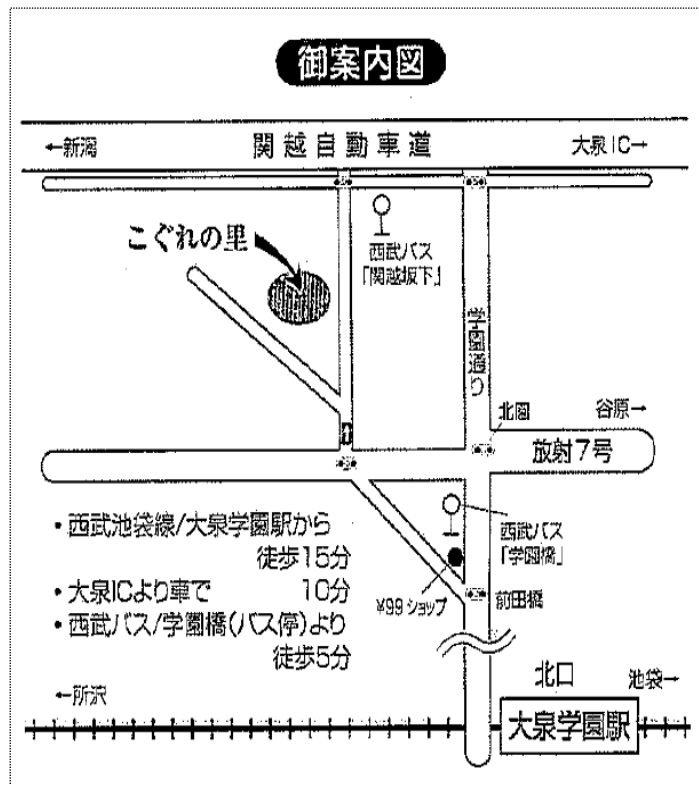
【日 時】2018年12月8日(土)
14:00~16:00

【場 所】特別養護老人ホームこぐれの里
練馬区大泉学園町2-26-28
(大泉学園駅から徒歩15分 北園の近く)

【参加費】無料

【問い合わせ先】
かとうき桜子事務所
電話 03-3978-4154 /FAX 03-3978-4158
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

※最近、台風など天候が荒れることが多いので、ご参加ご希望の方は事前にお申込みいただくか、当日、開催の有無の確認のお電話をいただければ幸いです。または、かとうき桜子のブログ、SNS等で開催の有無をご確認ください。



駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に配布しています。

- 毎週月曜日：大泉学園駅北口
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月3回、金曜日：石神井公園駅(中央改札側の正面、高架下、西口改札近く)

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 2018年、地域の拠点・ウイズタイムハウスをオープン
- 大泉学園町4丁目に猫3匹と夫と住んでいる



証明書交付業務の効率化は区民サービスの低下では？

練馬区ではかつては、区内17か所あった出張所でどんな手続きもできましたので、そこで区民のみなさんからの相談を受けることもできていました。ところがこの10年の間に効率化が進み、出張所が廃止されて区民事務所や区役所での業務が急増することにより、サービス低下していると懸念される部分があります。9月の区議会定例会において2017年度決算の審査をする中で、この問題について取り上げましたので、ご紹介します。

出張所・自動交付機の廃止により、区民事務所での対応が急増している

今回質問するにあたって、行政の担当者から貰った資料をまとめたものを、左の表①に載せました。

右下の「証明書発行をめぐる10年の経緯」の欄に書いたように、住民票等の証明書発行業務はこの10年ほどの間、「業務の効率化」を標榜して形態が大きく変化しています。そういう中、区内17か所あった出張所の廃止等による結果として、昨年度は特に区民事務所での発行数が、とても増えている状況です。

表①に詳細を記載しましたが、2017年度の区民事務所での発行数は、2016年度と比べて17万3000件以上増えていて、6区民事務所で年間62万1398件の発行をしています。2015年度と比較してみると、20万件超の増加です。

そして、練馬区民事務所だけで、1年で24万7000件近く、光が丘、石神井でそれぞれ10万件を超えた対応をしています。

また、印鑑登録カードなどを利用して住民票等の交付を受けられる自動交付機が昨年6

月末で廃止されましたが、その廃止による減少分をマイナンバーのカードによる交付では補うことができていません。

郵便局での発行件数は、2015年度をピークに減少して、そのまま横ばいの状態です。それは法的な制約があるためと、区も認めています。（左「担当者からの回答」を参照）

つまり、マイナンバーカードを利用した交付機も、郵便局による証明書の交付も、自動交付機の代替にはなり得ておらず、その分が区民事務所に移行している状況なのです。

ただでさえ出張所が廃止になり、手続きが分かりづらくなったことに加えて、制度的課題も指摘されているマイナンバーのカードによらなければ交付機を利用できない体制に変えてしまったことのツケが、区民事務所にすべて回っている状況といえます。事実、表②にあるように、マイナンバーカードの交付は区の当初見込みの半分程度になっています。

マイナンバーの制度の行方がどうなるかも明確でない中での出張所や自動交付機の

証明書発行をめぐる10年の経緯
【2008年】出張所での手続き業務（引っ越しや印鑑登録などの手続）の廃止。
手続きができるのは6か所の区民事務所（出張所からの役割・名称変更）だけに。
【2014年】
・出張所での証明書交付の業務廃止。
・出張所の数と同じ11の郵便局に証明書交付を委託。
【2016年】マイナンバーカードによるコンビニ交付の開始
【2017年】
・出張所そのものを廃止
・出張所等にあった自動交付機も廃止。
・マイナンバーカードを使って交付する証明書発行機を設置

効率化や予算削減化を重視するあまり、本末転倒なサービスになってはいけない。

区は、自動交付機のリースを続けるよりもコンビニ交付に転換したほうが、年間数千万円削減できるのだという説明をします。しかし、それによって区民が困る状況になったら本末転倒です。

今後、高齢化が進み、区内には交通不便な地域も多い、という中では、身近な窓口の果たす役割は大きくなる一方のはずです。対面での対応するからこそ、地域の中で潜在化し孤立しがちな区民のみなさんの困りごとをサポートにつなぐことができるはずで、その役割を放棄することがあってはなりません。

現状を踏まえ、改めて業務の見直しをすべきであると指摘しました。

表① 2018年9月、区民部戸籍住民課に資料請求して得た資料をかとうぎ桜子がまとめ直したもの
区民事務所、自動交付機、コンビニ交付、証明書発行機、郵便局の証明書発行実績

	区民事務所							自動交付機	コンビニ交付	証明書発行機	郵便局
	練馬	早宮	光が丘	石神井	大泉	関	合計				
2014年度	138,088	26,261	67,532	63,470	42,193	35,707	373,251	349,963	-	-	26,660
2015年度	148,324	27,311	74,910	67,288	49,037	39,499	406,369	356,345	-	-	36,607
2016年度	168,529	31,060	77,990	72,696	55,232	42,602	448,109	303,011	21,168	-	31,179
2017年度	246,708	43,154	100,753	100,359	74,527	55,897	621,398	65,332	57,206	12,429	31,400

※注意書き
・2014年度は7月22日から早宮と関が区民事務所になり、11出張所の窓口では証明書の発行を取りやめた（出張所分は上記の数に含まない）
・区民事務所は、住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍の全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の発行数を示した
・練馬区民事務所は、戸籍の証明書は発行数に含まない（区役所内では戸籍の証明書の交付場所が異なるため）
・石神井区民事務所は、17時～19時に発行した戸籍の証明書を含む
・自動交付機で発行できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、税の証明書
・自動交付機は、2017年6月30日で終了
・コンビニ交付は2016年4月4日から開始
・証明書交付機は2017年8月1日から開始
・コンビニ交付と証明書発行機で発行できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、税の証明書、戸籍の全部（個人）事項証明書
・郵便局は11郵便局のみ（桜台二、貫井、春日南、土支田、旭町、田柄二、北町、高野台駅前、関一、南大泉五、大泉）
・郵便局の証明書発行委託の開始は2014年7月のため、2014年度は7月～3月の合計

表② 区民総務費の役務費の執行率について（2018年9月 区民部戸籍住民課に請求した資料をかとうぎ桜子がまとめ直したもの）

節	事業名	経費の内容	予算現額(円)	支出済み額(円)	翌年度繰越額 不用額(円)	執行率(%)	執行率が低いことの主たる理由
役務費	個人番号カード交付等経費	通信費等	10,104,000	5,944,385	4,159,615	58.8	郵送料が、予算10,250千円だったところ、決算で5,823千円となった。交付実績が見込みを下回ったことによる減

【かとうぎ桜子の質問に対する担当者からの回答】

- 各区民事務所ではこれまで、
- ・19時までの夜間延長
 - ・練馬区民事務所の土曜開庁
 - ・混雑期の臨時窓口の設置

などにより、区民の利便性、また、サービスの向上に努めてきた。

それによって区民事務所における取り扱い事務は、証明発行件数も含めて増加傾向にある。現場では、効率的な事務執行に努めながら、職務に当たっている。

○郵便局での証明書の発行業務は「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律」を根拠として執行しているため、法的に一定の制約を受ける。

例えば、区民事務所ならば印鑑証明書は印鑑登録証さえ持っていけば、委任状などなく配偶者や子ども、または他人の証明書がとれるのに、郵便局では、本人の証明書しか取り扱うことができない。信頼する家族にとってきてもらうといった使い方ができないわけです。また、住民票も、同一世帯の者しか取り扱えないこととなっている。利用される方からすれば、使い勝手が悪いということになりましようが、残念ながら、これは郵便局との交渉で何とかなるものではないと考えている。

それを踏まえて、より区民の皆様に認知される、認知度を上げていくことが課題だと考えている。出張所を廃止する際に全戸配布した「お知らせ」には、コンビニ交付とともに、郵便局の利用をご案内した。また、ホームページでも紹介しているのはもちろんです。廃止した出張所施設には、証明書をとることのできる至近の郵便局をご案内する掲示をするなど、郵便局の利用促進に努めてきたが、まだまだ認知度が低いような気がいたします。今後も一層の周知に努め、その利用を進めたいと考えている。

○区民にとって身近な、貴重な地域資源である郵便局の利用をさらに促すとともに、コンビニ交付がさらに進むよう、マイナンバーカードの普及に努めていく。